

令和4年 No.52

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

特定基金に関する規定を追加し、特定の目的の寄附を募ることができるようにすること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年12月12日 基金会議 審議・承認

令和4年12月14日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年12月15日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第36号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：特定基金に関する規定を追加し、特定の目的の寄附を募ることができるようにすること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(基金の構成)</p> <p>第4条 基金は、寄附者が基金に<u>繰り入れる</u>ことを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ繰り入れたもの並びにこれらの運用による果実（以下「寄附資産等」という。）をもって構成する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。</p> <p>(1) 学生に対する支援事業</p> <p>(2) 国際交流の支援事業</p> <p>(3) 学芸むさしの奨学金事業</p> <p>(4) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上（以下「研究等」という。）の支援事業</p> <p>(5) 教育研究活動等への助成事業</p> <p>(6) キャンパス環境の整備・充実事業</p> <p>(7) 附属学校の施設・設備の整備・充実及び教育活動支援事業</p> <p>(8) その他教育研究上必要な事業</p> <p>2 基金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。</p> <p>3 第1項第4号に規定する研究者とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項若しくは第120条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項若しくは第120条第2項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう（以下同じ。）。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(基金の構成)</p> <p>第4条 基金は、寄附者が基金に<u>組み入れる</u>ことを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ組み入れたもの並びにこれらの運用による果実（以下「寄附資産等」という。）をもって構成する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。</p> <p>(1) 学生に対する支援事業</p> <p>(2) 国際交流の支援事業</p> <p>(3) 学芸むさしの奨学金事業</p> <p>(4) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上（以下「研究等」という。）の支援事業</p> <p>(5) 教育研究活動等への助成事業</p> <p>(6) キャンパス環境の整備・充実事業</p> <p>(7) 附属学校の施設・設備の整備・充実及び教育活動支援事業</p> <p>(8) その他教育研究上必要な事業</p> <p>2 基金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。</p> <p>3 第1項第4号に規定する研究者とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項若しくは第120条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項若しくは第120条第2項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう（以下同じ。）。</p>

(特定基金)

第5条の2 特定の目的の寄附を募るため、基金に、特定基金を置くことができる。

2 特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

(基金の運営)

第6条 基金の運営は、基金あての寄附資産等をもって充てる。

[省略]

(現物資産活用の基金)

第13条 [省略]

2 [省略]

3 現物資産活用の基金に繰り入れた資産の運用による果実（当該果実をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に繰り入れるものとする。

4 [省略]

[省略]

附 則

この規程は、令和4年12月15日から施行する。

(基金の運営)

第6条 基金の運営は、基金あての寄附資産等をもって充てる。

[省略]

(現物資産活用の基金)

第13条 [省略]

2 [省略]

3 現物資産活用の基金に組み入れた資産の運用による果実（当該果実をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に組み入れるものとする。

4 [省略]

[省略]